

## 国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療制度 脳ドック受診経費を助成します

国民健康保険(国保)および長寿(後期高齢者)医療制度では被保険者の健康の保持増進、疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るために、医療機関が実施する脳ドックの受診経費の助成を行っています。受診前に申請が必要です。受診前に申請が必要ですので福祉保健課へお問い合わせください。

### ■対象者

- 国保 国保被保険者の方で受診日現在の年齢が満20歳以上の方
- 後期高齢者 後期高齢者医療被保険者の方

- 対象ドック 道内の医療機関および専門機関で実施している脳ドック
- 助成額
  - 国保 脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし検査料金が4万円以上の場合は2万円が限度
  - 後期高齢者 脳ドックの検査料金の全額
- 申込方法 脳ドック受診申込書を提出し、助成対象者としての決定を受けることが必要ですので、印鑑をご持参のうえお申し込みください
- 申込先 福祉保健課医療給付係  
(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 春の行楽期の交通安全運動

5月15日(金)～24日(日)

観光や行楽中のスピードの出し過ぎによる事故や自転車、歩行者事故が増加する季節です。「交通事故を起こさない」、「交通事故に遭わない」を合言葉に家庭や職場で、交通安全意識を高めましょう。

### 運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止  
子どもや高齢者に配慮した運転を心がけま

- しょう
  - 観光・行楽に伴う交通事故防止  
行楽中のスピードの出し過ぎに十分注意しましょう
  - 飲酒運転の根絶
  - 自転車の安全利用の推進  
交通ルールを守り、歩行者や車両に十分注意し、利用しましょう
  - 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 交通安全推進委員会

## 総務省から 地上デジタル放送のお知らせ

2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。それ以降、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送(デジタル放送)を見ることができません。

地上デジタル(地デジ)放送を視聴するには、

- ①地デジ放送対応のテレビに買い換える
  - ②地上デジタルチューナーを買う
- という方法があります

このほか、UHFアンテナの交換やブースター(電波増幅器)が必要となる場合もあります。購入される場合は、販売店にご相談ください。

詳しくは、(社)デジタル放送推進協会のホームページをご覧ください。総務省地デジコールセンターまでお問い合わせください。

- デジタル放送推進協会  
<http://www.dpa.or.jp/>
- 総務省地デジコールセンター  
(☎0570-07-0101 =ナビダイヤル)  
上記番号でつながらない場合は、  
03-4334-1111  
(平日9時～21時、土日祝日9時～18時)

## 地デジに関連した詐欺に注意

地デジの工事を装った詐欺が全国各地で発生しています。

疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合には、すぐに支払わず、総務省地デジコールセンターまたは、警察へご相談ください。

- 北見警察署訓子府駐在所(☎47-2410)
- 町民課(☎47-2203 役場1階 窓口1番)

## シリーズ「こくほ」①

## 「国保の明日を見据えて」

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて、加入者(被保険者)が保険税を出し合い安心して医療が受けられる「助け合いの制度」です。

しかし、本町の国民健康保険特別会計は毎年医療費が増え続け、不足する財源を補っていた財政調整基金(貯金)がなくなり、平成20年度決算では初めて赤字補てんを目的とした一般会計からの繰り入れが見込まれ、国保財政は極めて厳しい状況にあります。

町内人口の約4割の方が加入している国保の財政運営を健全化するためには、保険者である

町の取り組みに加え、被保険者である町民の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠です。

そこで、国民健康保険制度を理解していただくとともに町の取り組みや財政状況などの情報を共有することを目的として、今月から6回シリーズで毎回異なるテーマについて説明する「シリーズこくほ 国保の明日を見据えて」を連載します。

第1回目の今回は「国民健康保険制度とは」をテーマとして、国保制度の基本的な事項について説明します。

## ◆ 国民健康保険制度とは ◆

### 制度の概要

- 国民健康保険事業の運営主体を保険者(訓子府町)といい、保険の加入者を被保険者といいます。
- 国保は、万が一の病気やけがの際に安心して医療が受けられるように、被保険者が普段から保険税を出し合い、必要な医療費に充てて相互に助け合う医療保険の一つです。
- 日本では、すべての人が必ず医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)
- 訓子府町に住所を有する方は、他の医療保険に加入しているなどの適用除外規定に該当しない限り、本人の意思に関係なく訓子府町の国保に入らなければなりません。

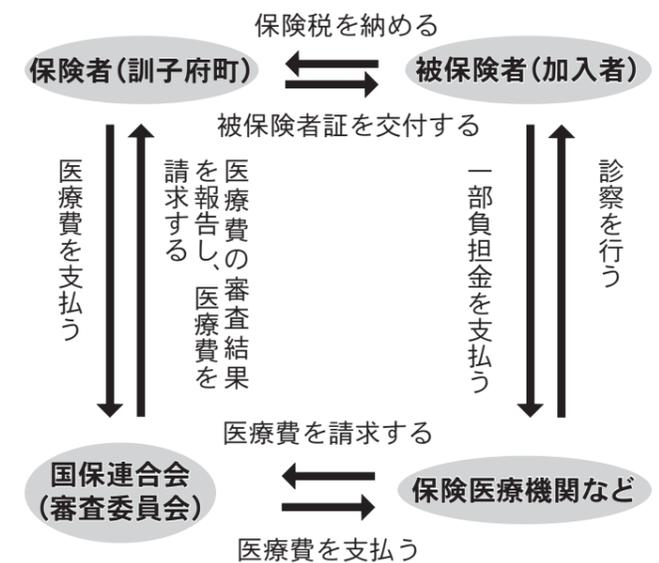
### 加入者(=被保険者)の例

- 店などを経営する自営業の方
  - 農業や漁業に従事している方
  - 退職などで職場の健康保険に加入していない方
  - 外国人登録をしていて、1年以上の在留資格を有する方
- 【国民健康保険が適用されない方】
- 職場の健康保険(=健康保険組合、共済組合、協会けんぽ)に加入している方
  - 生活保護を受けている方
  - 後期高齢者医療制度に加入している方

【注意点】国保は、強制適用されるため、「健康だから保険に入る必要はない」「保険税を払いたくないから保険に入らない」ということはできません。

### 運営の仕組み

保険者は、被保険者の皆さんが負担する保険税と国・道からの負担金および補助金を主な財源として保険事業を運営しています。



今回は、「国民健康保険の財政状況」をテーマとし、国保財政の現状について説明する予定です。

福祉保健課医療給付係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)